08334　KIM　JINUN
08345　KIM　HYUNG　IN
08439　LEE　KEUNSEONG
08442　KIM　SUN　AH
08445　KIM　GWI　JA
08464　CHOI　JI　YOUNG
08475　KIM　EUNG　KI
08477　HONG　JAE　HO
08481　KANG　EUN　SOOK
08484　LEE　JU　YOUN
08489　PARK　CHUL　YOUNG
08502　YOUN　YIK　KI
08515　HWANG　OK　NAM
08518　INUI　HIROSHI
08520　ABIKO　TAKAKO
08523　HWANG　TAE　JUNG
08535　KIM　MEE　HYE
08547　SONG　HYEJIN
08551　三上　洋子
08553　KIM　CHANGHEE
08555　KANG　GEON　SEONG
08558　KIM　SOON　AG
08566　KIM　IN　HWAN
08571　SHIN　JI　HYE
08573　MOON　SOO　JIN
08576　LEE　CHANGGON
08578　PARK　JI　YOUN
08580　PARK　YEUNGJIN
08584　JUNG　MINSOOK
08586　YOON　MI　YOUNG
08588　KIM　SEONG　HEE
08591　HA　JI　YOUNG
08597　SEUNG　HYE　JEONG
08603　WAKATSUKI　SACHIKO
08607　YUN　JUNG　A
08612　KIM　JEONGMIN
08619　GUEN　YOUNG　OK
08627　PARK　JIN　SOOK
08634　PARK　HYUN　SOOK
08644　HAN　EUN　YEON
08647　JEE　SOO　YOUN
08651　HWANGBO　HYUN
08656　KIM　MI　SOOK
08662　JEONG　GUI　YEON
08665　KANG　EUN　JIN

タイ語

00266　福原　一

08342　HEE　JUNG　KEUM
08385　JEONG　YUN　HEE
08441　LIM　BANG　YONG
08444　KIM　JUNG　SOON
08457　KIM　SORA
08474　SON　MI　JA
08476　PARK　JI　YEON
08480　LIM　JUSOON
08483　JUNG　KWI　YUNG
08485　KIM　WOOJIN
08491　HWANG　YOON　KYUNG
08504　GO　YOUNG　JOU
08517　BACK　OUI　SUNG
08519　申　恵京
08522　YUN　MI　SUN
08534　PARK　YOUNGRAN
08544　LIM　JI　YOUNG
08549　KWON　MISOOK
08552　PARK　IN　KYUNG
08554　JANG　IN　YOUNG
08557　YU　MEE　YEONG
08561　LEE　SOOK　HYANG
08570　LEE　YEO　OCK
08572　KIM　JINWOONG
08575　CHANG　DONG　JIN
08577　PARK　YONG　HWAN
08579　SHIM　JI　YU
08581　KANG　KYEONG　RIM
08585　LEE　YURI
08587　CHO　JIN　CHEOL
08589　PARK　HYO　SUK
08596　JANG　BYUNGHOON
08599　LEE　IN　SANG
08604　KIM　HYUNSU
08609　SONG　YEONSOOK
08614　PARK　TAE　SEONG
08624　KIM　YOON　JOO
08629　LEE　JUNG　HEE
08635　PARK　JU　SEOL
08645　SEO　JIN　HO
08650　YANG　KYEONGSOON
08652　YANG　KI　DONG
08660　OH　JEONG　HWA
08663　NAM　YOUNG　OK

05053　上原真由美

公　告

議　事　項

安房南部区域農用地整備事業における岡田・出野尾換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった安房南部区域農用地整備事業における岡田・出野尾換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。)第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成22年２月５日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　安房南部区域農用地整備事業における岡田・出野尾換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成22年２月８日から平成22年３月８日まで
3　縦覧場所
　千葉県館山市事務所

安房南部区域農用地整備事業における真倉・青柳換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった安房南部区域農用地整備事業における真倉・青柳換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成22年２月５日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　安房南部区域農用地整備事業における真倉・青柳換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成22年２月８日から平成22年３月８日まで
3　縦覧場所
　千葉県館山市事務所

安房南部区域農用地整備事業における西長田換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった安房南部区域農用地整備事業における西長田換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成22年２月５日

農林水産大臣　赤松　広隆